令和 4 年度首里城扁額製作検討委員会

第2回 検討委員会資料

3月2日(木)14:00-16:30

【資料3】共同作業場について

- 3-1. 共同作業場に求める条件
- 3-2. 賃貸物件による共同作業場の確保

共同作業場に求める条件

選定条件

- ・扁額作業場としての面積
 - ⇒作業スペースのみで50m2以上、複数の工程の同時並行作業等を視野に入れる場合80m2以上、会議スペースやトイレ等含め、総面積150m2以上
- ・搬入出作業への配慮
- ⇒1階、幅160cm以上の出入り口
- 漆の臭いや作業音に対する周囲の理解
- •空調設備の設置
- ・湿潤環境(室)の製作
- ⇒床養生のうえ、室内散水を行う
- ・首里城からの距離
- ⇒4km前後、混雑時にも車で30分以内
- ・駐車場あり
- ⇒2台以上が望ましい

その他

•夜間警備契約



※髹漆技術者と調整 しながら検討している



